

一般社団法人ウェイクボード協会の皆さまへ

JWBA 保険制度のご案内

#2 ヨット・モーターボート総合保険 賠償責任条項

この保険の特長

被保険者が所有、使用または管理するトーイングボートに起因して参加者および第三者の身体の障害または財物を損壊したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバー

保険料プラン

支払限度額

対人賠償	1名 1億円	1事故 5億円	免責なし
対物賠償	1事故 1,000万円		免責なし

年間保険料(1艇につき)

50馬力以下	48,000円
50馬力超100馬力以下	60,000円
100馬力超	89,000円

加入要領

保険期間 1年間
契約者 JWBA協力店 (団体契約ではなく、加入を希望する協力店)

この保険にご加入を希望、検討される協力店の皆さまは、取扱代理店である「株式会社ほけんのぜんぶ」までご連絡をお願いいたします。個別加入になりますので保険会社のパンフレット等の資料をお送りさせていただき個別に打合せさせていただきます。

この保険で支払われる主な保険金

被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に対して、賠償保険金をお支払いします。

対人賠償の場合…治療費、逸失利益、慰謝料等

対物賠償の場合…滅失の時は滅失の時価額、き損、汚損の場合は修理費用等

その他…応急手当、護送などの費用、引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士費用等

【保険金が支払われる場合・事故例】

- 被保険船舶(トーイングボート)で参加者を誤ってひいてしまい、法律上の損害賠償責任を負った。
- 被保険船舶(トーイングボート)で漁網をプロペラにからませて切ってしまう、法律上の損害賠償責任を負った。
- トーイングボート搭乗中の搭乗者の身体の障害について、法律上の損害賠償責任を負った。

など

この保険でお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者等の故意による損害
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③被保険者が損害賠償に関し、第三者との間に特別の約定を締結している場合は、その特別の約定によって加重された損害賠償責任
- ④被保険者の使用人が、被保険者の業務(家事を除きます)に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤被保険者以外の者が操縦しているときに発生した事故に起因する損害賠償責任

など

この保険はヨット・モーターボート本体の補償は含まれておりません。
ヨット・モーターボート本体の補償につきましては、別途ご相談を承ります

ご注意

- この保険は、「ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款 賠償責任条項」、「同乗者賠償責任補償特約」、「賠償責任条項および同乗者賠償責任補償特約の補償に関する追加特約」および自動セット特約により構成されています。
- 店舗関係の賠償責任保険はセットされておりません。「JWBA協力店・法人会員向け賠償保険」へのご加入もおすすめいたします。
- 傷害保険はセットされておりません。別途「トーイングイベント 傷害保険」にご加入をおすすめいたします。
- このパンフレットは「ヨット・モーターボート総合保険 賠償責任条項」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「ヨット・モーターボート総合保険パンフレット」および「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

お問い合わせは

【取扱代理店】

株式会社ほけんのぜんぶ
住所：〒171-0014
東京都豊島区池袋2-53-5
KDX池袋ウエストビル7F
TEL：03-6907-9070

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京北支店 池袋支社
住所：〒170-0013
東京都豊島区東池袋3-22-17
東池袋セントラルプレイス3階
TEL：050-3460-1442

【引受保険会社】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(2022年10月承認) 承認番号B22-102509

ご注意

【保険会社破綻時の取扱い】

- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

【複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）】

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください※。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

【お客さまに関する情報の取扱い】

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

●個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人 日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>



万一、事故が発生した場合の手続き

- 万一事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ヨット・モーターボート総合保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いする場合があります。